

様式2（第4関係）

パブリック・コメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票

パブリック・コメントの実施状況	
案 件 名	「第6期島田市障害福祉計画(案)」及び「第2期島田市障害児福祉計画(案)」
案件概要	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する。
募集期間	令和3年1月15日（金）から令和3年2月19日（金）まで
担 当 課	健康福祉部福祉課障害者支援係

パブリック・コメントの結果			
提出状況	1	意見提出者数	1人
	2	提出された意見数	4件
反映状況	1	反映した意見	1件
	2	既に盛り込み済みの意見	0件
	3	今後の検討課題とする意見	1件
	4	反映できない意見	0件
	5	その他	2件
No.	項目 意見の概要	市の考え方	反映結果
1	この計画における障害者には障害者総合支援法に基づく「難病」も含まれます。「難病」も明記して下さい。	御意見をいただいたとおり、国の指針を参考に、計画案2ページ「4基本指針」の「（2）障害の種別によらない障害福祉サービスの実施」を修正させていただきましたので、ご確認ください。 以下、修正文 障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）、難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活	反映した意見

		<p>を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）とし、障害種別によらず地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるようサービス提供体制を確保します。</p>	
2	<p>差別、虐待について、車椅子利用者がタクシーの利用を断られたことがあり、このことは不当な差別であるため、事業者に対する指導について明記して下さい。</p>	<p>本計画における「その他自立支援給付及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保するために必要な事項」については、国の指針を基に障害福祉サービス提供事業所等における虐待防止等の取組を中心に定めております。</p> <p>市には障害者差別に係る特定の事業者等への指導権限はありませんが、虐待を含む障害者差別防止等の具体的な取組について、「第4次島田市障害者計画」に掲載をしております。引き続き、障害者差別防止のための取組を実施して参ります。</p> <p>また、障害者差別の相談窓口は福祉課及び静岡県障害者差別解消相談窓口がありますので、このような事態を発見した際にはご連絡ください。</p>	その他
3	<p>障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進について、学校や地域のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及も大切です。そしてこれは障害児だけでなく障害者の社会参加にも必要なことであるため、計画にバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及についても明記して下さい。</p>	<p>本計画において、国の指針に定められている児童発達支援センターの機能として、地域支援機能の強化により、「障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進」を目指していくことが示されています。</p> <p>バリアフリー等の具体的な市の取組については、「第4次島田市障害者計画」に掲載をしております。引き続き</p>	その他

		き、ユニバーサルデザインの考え方に 基づき、バリアフリー化を推進して参 ります。	
4	福祉課に困り事やサービスにつ いての相談をしたが、スムーズに回 答がなされないことがあり、相談を 受ける側の人手不足ではないか？ 相談支援体制の構築の観点からも、 計画に具体的な数値目標を明記し て下さい。	<p>いただいた御意見を直接計画に反 映することはできませんが、障害のあ る人の様々な相談事項について、相談 支援事業を委託している委託事業者 や、サービス利用調整を担う相談支援 専門員と連携し、よりスムーズな相談 支援を実施できるよう、相談支援体制 の構築を推進していきます。</p> <p>また、本計画にあるとおり、障害福 祉サービス等の質の向上を図るため の取組として、県が主催する各種研修 会への参加を実施し、引き続き、福祉 課職員の質の向上に努めて参ります。</p>	今後の検 討課題と する意見